

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年11月4日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2200021号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2200043号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間③、④及び⑥に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間③、④及び⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間③、④及び⑥の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間③、④及び⑥並びに請求期間⑨から⑮までに係る標準賞与額を、それぞれ同表の第6欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、別表の第1欄に掲げる請求期間③、④及び⑥並びに請求期間⑨から⑮までに係る訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間⑤及び⑦の標準賞与額の記録を取り消すことが必要である。

- 4 請求者のB社における令和2年1月6日の標準賞与額を29万5,000円に訂正することが必要である。

令和2年1月6日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る令和2年1月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 5 請求者のB社における令和2年1月6日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

なお、令和2年1月6日の訂正後の標準賞与額(上記4の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 6 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 7 月  
② 平成 16 年 12 月  
③ 平成 17 年 12 月  
④ 平成 18 年 12 月 8 日  
⑤ 平成 18 年 12 月 26 日  
⑥ 平成 19 年 7 月 13 日  
⑦ 平成 19 年 8 月 27 日  
⑧ 平成 21 年 12 月  
⑨ 平成 23 年 12 月  
⑩ 平成 24 年 7 月 13 日  
⑪ 平成 24 年 12 月 14 日  
⑫ 平成 25 年 7 月 12 日  
⑬ 平成 25 年 12 月 13 日  
⑭ 平成 26 年 7 月 11 日  
⑮ 平成 26 年 12 月 12 日  
⑯ 令和 2 年 1 月 6 日

A社について、厚生年金保険の記録では、請求期間①から④まで、請求期間⑥及び請求期間⑧から⑮までに係る標準賞与額の記録がないが、請求期間①から④まで、請求期間⑥及び請求期間⑨から⑮までについては、私が所持する賞与明細書では、同社から賞与を支払われていたことが確認でき、請求期間⑧については、賞与明細書を所持していないが、同社から 35 万円の賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたと思う。

また、請求期間⑤及び⑦については、厚生年金保険の記録では、標準賞与額がそれぞれ、35 万円、35 万 8,000 円と記録されているが、当該期間において、A社から賞与を支払われていない。

調査の上、請求期間①から④まで、請求期間⑥及び請求期間⑧から⑮までに係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。また、請求期間⑤及び⑦に係る標準賞与額の記録を取り消してほしい。

B社について、厚生年金保険の記録では、請求期間⑯に係る標準賞与額の記録がないが、当該期間に賞与を支払われ、厚生年金保険料を当該賞与から控除されていた。

調査の上、請求期間⑩に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間③、④及び⑥について、請求者から提出された賞与支給明細書（写）、賞与明細書（写）並びに請求期間④及び⑥に係る預金通帳（写）により、請求者は、請求期間③、④及び⑥において、A社から、別表の第3欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第4欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間③の賞与支払年月日については、元同僚の回答並びに元事業主の回答及び陳述により、平成17年12月9日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③、④及び⑥の標準賞与額については、上記の賞与支給明細書（写）又は賞与明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第5欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月9日、平成18年12月8日及び平成19年7月13日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間③、④及び⑥について、上記1に係る賞与支給明細書（写）、賞与明細書（写）、請求期間④及び⑥に係る預金通帳（写）、元同僚の回答並びに元事業主の回答及び陳述により、請求者は、請求期間③、④及び⑥の支払年月日において、別表の第3欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払をA社から受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第6欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間③、④及び⑥に係る訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①及び②並びに請求期間⑨から⑮までについて、請求者から提出された業績手当支給明細書（写）及び賞与明細書（写）、事業主から提出された賞与支給控除一覧表（写）並びにC銀行から提出された請求者の請求期間⑩から⑮までに係る取引推移一覧表により、請求者は、請

求期間①及び②並びに請求期間⑨から⑮までにおいて、A社から、別表の第3欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことは確認できるが、厚生年金保険料を事業主により控除されていないため、厚生年金特例法による訂正は認められない。

また、請求期間⑨の賞与支払年月日については、元同僚から提出された預金通帳（写）及び元事業主の回答及び陳述により、平成23年12月16日とすることが妥当である。

以上のことから、請求期間⑨から⑮までについて、請求者は、A社から、当該期間に係る支払年月日において、別表の第3欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の同社における当該期間に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第6欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑨から⑮までに係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

一方、請求期間①及び②については、上記業績手当支給明細書（写）により、請求者は、当該期間においてA社から、別表の第3欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことは確認できるが、賞与支払年月日を特定できる資料等を得ることができないことから、当該期間に係る厚生年金保険法第75条本文の規定による訂正は認められない。

- 4 請求期間⑤及び⑦について、オンライン記録によると、請求者のA社における標準賞与額が、平成18年12月26日は35万円、平成19年8月27日は35万8,000円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された預金通帳（写）によると、平成18年12月26日及び平成19年8月27日においてA社からの振込は確認できない上、元事業主は、賞与について、毎年7月と12月の10日前後の金曜日に、それぞれ1回ずつ支給していた旨陳述しているところ、上記預金通帳（写）により、平成18年12月8日及び平成19年7月13日において同社からの賞与の振込が確認でき、請求者が請求期間⑤及び⑦において、同社から賞与を支払われていないことが認められることから、請求者の同社における当該期間の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

- 5 請求期間⑧について、請求者は、当該期間に係る賞与明細書を所持していないが、35万円の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと主張している。

しかしながら、A社は、請求期間⑧に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について、いずれも貸金台帳等の資料がないため不明である旨回答及び陳述していることから、当該期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、請求者は、請求期間⑧に係る預金通帳を所持しておらず、請求者の賞与の振込先であるC銀行は、当該期間に係る預金取引明細について、保存期間経過（10年）のため提供できない旨陳述しており、請求者の当該期間に係る賞与が支払われたことを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑧における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑧に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

- 6 請求期間⑩について、請求者から提出されたB社の事業主からの当該期間の賞与に係る電子メール（写）及びC銀行から提出された請求者に係る取引推移一覧表により、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、上記1の厚生年金特例法に基づく認定方法により、請求期間⑩の標準賞与額については、上記電子メール（写）に記載された社会保険料により推認できる厚生年金保険料控除額から、29万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、令和2年1月6日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 7 請求期間⑩について、上記6に係る電子メール（写）及び取引推移一覧表により、請求者は、当該期間に30万円の標準賞与額に相当する賞与の支払をB社から受けていたことが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑩の訂正後の標準賞与額（上記6の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間		オンライン 記録の 標準賞与額	賞与額 見合い 標準賞与額	保険料控除額 見合い 標準賞与額	厚生年金 特例法 により 認定される 標準賞与額	厚生年金 保険法 第75条本文 により 認定される 標準賞与額
①	平成16年7月		46万2,000円			
②	平成16年12月		50万1,000円			
③	平成17年12月		54万2,000円	53万円	53万円	54万2,000円
④	平成18年12月8日		55万円	53万7,000円	53万7,000円	55万円
⑤	平成18年12月26日	35万円				
⑥	平成19年7月13日		55万8,000円	54万5,000円	54万5,000円	55万8,000円
⑦	平成19年8月27日	35万8,000円				
⑨	平成23年12月		40万円			40万円
⑩	平成24年7月13日		40万円			40万円
⑪	平成24年12月14日		43万円			43万円
⑫	平成25年7月12日		43万円			43万円
⑬	平成25年12月13日		43万円			43万円
⑭	平成26年7月11日		45万円			45万円
⑮	平成26年12月12日		48万円			48万円